ラテンアメリカにおける移行期正義の実践

大串 和雄
Ohgushi Kazuo

はじめに

1977年には民主制とみなしうる国が3ヵ国にまで減っていたラテンアメリカは、1978年のドミニカ共和国を皮切りにして（再）民主化を開始し、1991年にはキューバを除く19ヵ国が一応民主制とみなされうるまでに至った。ラテンアメリカの移行期正義は、この民主化の「第三の波」のなかで始まった。本稿は、ラテンアメリカにおける移行期正義の実践を概観する[1]。

1　移行期正義の先進国――アルゼンチン、チリ

ラテンアメリカの移行期正義の先頭を切ったのはアルゼンチンである。20世紀のアルゼンチンでは独裁政権が何度も登場したが、1976―83年の軍事政権下の弾圧はとりわけ苛酷であり、少なくとも約1万人、人権団体の主張によれば3万人の死者・行方不明者を出した。

1983年の大統領選挙に勝利したラウル・アルフォンシンは、退陣した軍事政権の最高幹部を裁判にかけるという画期的なことを成し遂げた。独裁者を倒した政権がその独裁者を殺害したり投獄したりすることは古今東西珍しくないが、公正な裁判で裁くのは非常に稀なことであった。この裁判の結果、1985年には、軍事政権のトップを構成した5人の将官が終身刑を含む有罪判決を受けた。

またアルフォンシンは、新政権発足後まもなく、強制失踪に関する調査委員会を組織した。『Nunca más（2度と再び）』と題されたこの委員会の報告書はベストセラーとなり、国内外に大きなインパクトを与えた。さらに政権は、1986年の法律23466号で、強制失踪の被害者の子どもと扶養家族に対する年金支給と医療補助を実施した[2]。

軍事政権の最高幹部の処罰が可能となった背景には、アルゼンチンの特殊事情がある。ラテンアメリカの民主化の多くは、民主化勢力と旧独裁勢力との妥協を伴っていた。またラテンアメリカの独裁政権は軍事政権が多く、それらを担った軍は民主化とともに解体されるわけではなくそのまま兵舎に引き下がるため、潜在的なクーデターの脅威は消えなかった。しかしアルゼンチンの場合、軍事政権の経済パフォーマンスが悪く、人権侵害が苛酷であったことに加えて、以前からアルゼンチンが領有権を主張していたイギリス領フォークランド諸島（スペイン語名マルビナス諸島）に軍事侵攻して失敗し、軍事的無能をさらけ出すとともに多くの若者の命を犠牲にしたため、軍の威信が地に落ち、軍人たちは逃げるように政権から

撤退した。そのためアルフォンシン政権は、軍が撤退間際に制定した自己免責法を無効として旧政権のトップを訴追することが可能だったのである。

しかしアルフォンシンの意図は、ごく少数のトップの軍人を裁き、それ以外の軍人の刑事責任は追及しないというものであった。ところが彼のそのような意図をよそに、さらに数百人の軍人が被害者の遺族や人権活動家によって告訴されてしまう。軍内に高まる反発を恐れたアルフォンシンは、裁判の拡大を抑えるため、1986年12月に「終止符法」（Ley de Punto Final）を制定し、法案成立後60日以内に起訴されなかった軍人を裁くことを禁止した。しかし、遺族や人権活動家が駆け込みでさらに多くの訴えを起こし、証拠を提出し、裁判所も休暇を返上して告訴の処理に努力したために、期限までに約450人の将校が起訴される結果となる。

1987年4月には陸軍の中堅将校と下士官が反乱を起こし、アルフォンシンの恐れは現実化した。この反乱は短期間で収拾されたが、その2ヵ月後にアルフォンシンは、「正当な服従法」（Ley de Obediencia Debida）を制定した。この法律によって、ほとんどの軍人は上官の命令に従っただけであると推定され、罪に問われないことになった。

1988年にはさらに2回の反乱事件が勃発し、その後1989年7月に登場したカルロス・メネム大統領は、同年10月、裁判中の将校に特赦を与えた。さらに、1990年12月に4回目の反乱事件が鎮圧された直後には、メネムは服役していた軍事政権のトップまですべて特赦してしまった。

こうして画期的な裁判から完全な免責に移行したかにみえたアルゼンチンであるが、1998年から新たな展開がみられた。アルゼンチンでは軍政中に、女性の政治囚が連れていた乳児や、女性が獄中で生んだ赤ん坊が取り上げられ、母親は殺されて子どもは軍政関係者に斡旋されるということが行なわれていた。こうして盗まれた子どもの数は数百人と言われるが、この子どもの誘拐罪によって、1998年以来、軍政のトップを含む数人の軍の高官が逮捕されたのである。このことの背景には、子どもの誘拐がアルフォンシン時代の2つの免責法ではカバーされていないこと、また、子どもが発見されるまでは犯罪が継続しているために時効が成立しないという解釈がとられたことがある。

その後、アルフォンシン時代の免責法自体が無効化される。2001年3月にアルゼンチン連邦地方裁判所がある事件について、終止符法と正当な服従法という2つの免責法が米州人権条約、拷問等禁止条約等に違反し、違憲かつ無効であると判示した。2003年8月には国会が2つの免責法を無効とする法律を採択した。2005年6月には連邦最高裁判所が、2つの免責法が米州人権条約等の国際的人権条約に違反し、したがって違憲かつ無効であるという最終的判断を下した。

こうして、免責法でカバーされていた事件に対する裁判が新たに開始されるようになった。2017年末現在、アルゼンチンの裁判所は201の判決を下し、864人が有罪、109人が無罪を宣告された。訴追された人の累計は3123人に上り、そのほとんどが軍人である[(3)]。

また、メネム大統領が1989―90年に出した特赦も、違憲で無効だとされた。メネムによって特赦された人権侵害加害者は約1200人いるとされるが[(4)]、2004年3月以降、多くの下級審

が特赦に違憲判決を出し、さらに最高裁も、2007年7月に、ある将軍に対するメネムの特赦を違憲と判示した。その後同様の判決が続き、元軍事政権のトップも、2010年以降、特赦が次々と無効とされていった。

アルゼルチンではまた、人権侵害の記憶を後世に伝えるための活動も盛んに行なわれている。人権運動の努力と政府の協力により、複数のかつての拷問センターが記憶の施設として一種の人権博物館になっている。モニュメントや記念プレートまで含めると首都ブエノスアイレスだけで数百の記念物がある。

アルゼンチンとともに移行期正義の展開が目覚ましいのは、軍事政権から1990年に民政移管したチリである。パトリシオ・エイルウィン新政権は、政権発足直後に、深刻な人権侵害を調査する「真実和解委員会」（レティッヒ委員会）を設置した。この委員会は1991年2月に報告書を提出し、その委員会の勧告に従って1992年に賠償プログラムが制定された。その後、「政治的拘禁と拷問に関する真実委員会」（バレッチ委員会）が2003年に設置され、2004年と2005年に報告書を提出。2010年には政治的拘禁、拷問、強制失踪等の未処理の案件を処理するため再びバレッチ委員会が設置され、2011年8月に報告書を提出した。

訴追に関しては、軍政時代に制定された1978年の免責法を新政権は廃止しなかった。この免責法は、米国内で犯された1976年のレテリエル元国防相暗殺事件を例外として、1978年3月までの人権侵害を免責していた。人権侵害の多くは1973年のクーデター直後の時期に集中していたため、この免責法は訴追に対する大きな障害となった。

しかし加害者の訴追は1990年代末以降に加速していく。紆余曲折はあるものの、チリの裁判所は1998年以降、人道に対する罪に免責法を適用しない方針をとっていくのである。最初は、人権侵害の状況と責任者を特定したうえでなければ免責法を適用しないという判決がみられるようになり(5)、後には、①強制失踪は継続的犯罪であるという理由(6)や、②国際人権法が国内法に優越するという理由で、人道に対する罪には免責法を適用しないとされたのである(7)。また1998年には、スペインの裁判所の要請によってピノチェト元大統領がロンドンで逮捕された。ピノチェトは2000年に健康上の理由で釈放され、チリに帰国したが、その後チリ国内で複数の事件で訴追されることになる。結局ピノチェトは裁判の途中で死去したが、彼の逮捕はチリ国内における人権侵害の加害責任の追及にはずみをつけた。こうしてチリでは、2015年12月までに1373人が訴追され、そのうち662人が有罪判決を受け、うち344人が確定判決を受けている(8)。

チリでは国立の「記憶と人権博物館」（Museo de la Memoria y los Derechos Humanos）など、記念施設も複数設立されている。

2　やや限定的な移行期正義――ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、ボリビア

アルゼンチンやチリと同様に軍政から民政移管したウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、ボリビアの移行期正義は、アルゼンチンやチリに比べると限定されていた。

ウルグアイは1985年に軍事政権から民政移管した。新政権は同年に強制失踪に関する真実委員会を設置したが、軍政関係者の訴追には消極的で、1986年に免責法を制定した。これに

反発した一部の国民が署名を集め、国民投票にこぎ着けたが、免責法廃止の国民投票は1989年に否決されてしまう。国民の多くは、加害責任の追及よりも民主政治の安定を優先したのだと言えよう。2000年には再度強制失踪を調査する「平和委員会」（Comisión para la Paz）が設置され、2003年に最終報告書を提出した[9]。

2005年に登場した左派の拡大戦線政府は、コンドル作戦（南米軍部による反政府派弾圧の相互協力体制）など若干の例外的事件の訴追を開始した。これは、免責法が行政府に一定の裁量の余地を残していたことによる。その結果、アルバレス元大統領（将軍）、ボルダベリ元大統領（文民）などに有罪判決が下った。その後、ウルグアイにおける訴追の可否は複雑な経緯をたどる。2009年10月、免責法廃止の再度の国民投票が僅差で否決されたが、同年同月、最高裁が免責法に違憲判決を下した。2011年3月には米州人権裁判所が免責法に無効判決を出した。これを受けて政府は同年6月、免責法の効力を認めた過去の行政措置を撤回し、訴追に道を開いた。同年10月には、法律18831号により、免責法の効力を廃止するとともに、免責法が存続した時期における時効の進行を否定した。2013年2月、最高裁はこの法律の一部を違憲とし、時効の適用に再び道を開いた。

パラグアイでは、1954年から続いたストロエスネルの独裁政権が1989年にクーデターで打倒され、その年の選挙で民政移管した。民政移管後、軍・警察幹部の一部がパージされ、一部の加害者は訴追された。真実究明の面では、1954年以降の人権侵害に関する真実委員会が2003年に設置され、2008年に包括的な内容の報告書を提出した。賠償面では、2004年から限定的な金銭的賠償の支払いが開始されている。また、拘禁・拷問施設を改修した「記憶の博物館」（Museo de las Memorias）や、拘禁や弾圧に関する警察等の公文書を収蔵する「正義の博物館」（Museo de la Justicia）等の施設がある。

ブラジルは、1985年に軍事政権から民政移管されたが、1979年に制定された免責法により、加害者はまったく訴追されなかった。ブラジルでは、人権侵害の犠牲者数がアルゼンチンやチリに比べれば少なかったことに加えて、免責法が軍事政権に迫害されていた人々の権利回復運動の結果であったために（すなわち元来の目的は弾圧の犠牲者の免責であったために）、免責法の障害を取り除こうとする動きは鈍かった。2010年に米州人権裁判所がブラジルの免責法を無効とする判決を出したが、最高裁はこれを無視して現在に至っている。

他方で、1995年に強制失踪者と死亡者の遺族に対する賠償プログラムが制定され、後にさらに拡充された。また2012年5月には、左派の労働者党政権の下で真実委員会が設置され、2014年12月に最終報告書が提出された。

ボリビアは、1982年の民政移管の直後、ラテンアメリカで最初の真実委員会を設置した。しかし、1967―82年の強制失踪を対象とするこの委員会は、最終報告書を提出することなく1984年に解散した。1986年からガルシア＝メサ元大統領（1980―81年）とその政権幹部に対する訴追が開始され、1993年にガルシア＝メサの有罪が確定した。2004年には、1964―82年の政治的暴力の犠牲者に対する賠償を定める法律2640号が成立した。2012年に賠償を支払い始めるが、限定的なものにとどまっている。

3　ポスト紛争型移行期正義――エルサルバドル、グアテマラ、ペルー、コロンビア

1990年代以降には、4ヵ国でポスト紛争型の移行期正義が展開された。4ヵ国とも、移行期正義の規模ではアルゼンチン、チリの「移行期正義先進国」に次ぐものであった。

長年にわたって抑圧的諸政権に支配されてきたエルサルバドルは、1980年からは内戦に突入し、1992年1月に国際連合の仲介で内戦が終結するまでにおよそ7万5000人の死者を出した。和平合意の交渉過程で真実委員会の設置が合意され、1992年7月に委員会が活動を開始して、1993年3月に報告書を刊行した。エルサルバドルの真実委員会には、いくつかの顕著な特徴がみられる。その第1は国連の関与である。真実委員会は国連の委員会として設置され、委員会のメンバー3人は、紛争両当事者の同意の下に国連が任命した。また最大限の中立性を確保するために、委員だけでなくスタッフにも外国人が任用された。第2にエルサルバドルの委員会は、加害者が疑いの余地なく明らかになった場合にはその名前を報告書で公表するという、当時としてはほとんど例のないことを行なった。第3に、真実委員会の勧告の履行が義務的であるという点でも、エルサルバドルの事例は特異であった。内戦の両当事者は和平協定のなかで、真実委員会の勧告に従うことを約束していたのである。もっとも実際には、委員会の勧告の多くは履行されなかった。人権侵害に関与した将校の罷免など、委員会の勧告が一部でも履行されたのは、国連、米国、スペイン、オランダなどが、援助の停止などによって勧告の履行を強く迫ったためであった。

加害者の訴追については、政府は真実委員会の報告書が公表された数日後に免責法を成立させ、これを不可能にした。2000年9月の最高裁憲法法廷の判決は、個々の裁判官が具体的な事件で国際法を優先するなどのかたちで免責法を適用しない余地を認めたが、その後も加害者の刑事訴追はほとんど進まなかった。2012年、米州人権裁判所は1981年のエル・モソテ（El Mozote）虐殺事件に関する判決において、1993年の免責法は米州人権条約に違反し、無効であると判示した。その後、2016年7月にエルサルバドルの最高裁憲法法廷は、ついに免責法が違憲であるとの判決を下した。この判決を受けて国内の加害者訴追が進展するかどうかが注目される。

グアテマラでは、1960年に始まり、1980年代に激化した内戦が1996年に終結した。和平協定に基づいて真実委員会が設置され、1999年2月に報告書を提出したほか、それに先だってカトリック教会が中心となり、民間の真実委員会である「歴史的記憶回復のプロジェクト」（略称REMHI）が実施され、1998年4月に『Guatemala: Nunca mas（グアテマラ――2度と再び）』と題された報告書に結実した。

加害者に対する処罰の面では、グアテマラでは和平協定の成立とほぼ同時に免責法が制定された。この免責法には、ジェノサイド、拷問、強制失踪、その他国内法や条約で時効や免責が許されない犯罪には適用されないという規定があり、したがって理論的には訴追の障害にならないはずであったが、軍および軍と結託したエリートが支配するグアテマラにおいて、加害者訴追は実際にはほとんど進まなかった。

その状況が大きく変わるのは、2007年のグアテマラ不処罰対策国際委員会（CICIG: Comisión

Internacional Contra la Impunidad en Guatemala）の設置と2010年のクラウディア・パス＝イ＝パス検事総長の就任である。CICIGとは、グアテマラと国連の協定によってグアテマラに設置された国際機関であり、グアテマラの検察や警察を補助することを目的としていた。パス＝イ＝パスはもともと人権活動に従事する弁護士であったが、検事総長の公募に立候補して任命された。パス＝イ＝パスはCICIGと連携して、過去の人権侵害事件の立件と組織犯罪の摘発に目覚ましい成果を上げた。その成果のひとつは、軍事政権の大統領であったリオス＝モン将軍が、2013年5月にジェノサイド罪等で80年の有罪判決を受けたことであった[10]。パス＝イ＝パスは2014年に再任を拒否されたが、その後を継いだ検事総長は予想に反してその路線を継承した。しかし軍と関係が近く、自らもCICIGの捜査対象となっているジミー・モラレス現大統領は、2018年にCICIGの協定更新を拒否するとともに、CICIGの外国人スタッフに退去を命じるなど、全面攻撃を開始しており、グアテマラの司法の先行きは不透明である。

グアテマラには2003年に制定された賠償プログラムがあるが、十分な予算措置が施されていない。

21世紀になってから、さらに南米の2ヵ国でポスト紛争型の移行期正義が実施された。

ペルーは軍事政権から民政移管した1980年以降、国内武力紛争を経験した。武力紛争は1990年代前半に下火になったが、まさにその頃からフジモリ政権が強権化した。2000年にフジモリが失脚して民主主義体制が復活すると、1980年以降の人道に対する罪やフジモリ時代の汚職に対する司法捜査が開始された。1995年に制定された免責法が、米州人権裁判所の2001年3月の判決（Barrios Altos事件）で無効とされたことが追い風になった。今日まで数百人の軍人・警察官が訴追対象となり、フジモリ元大統領やエルモサ元陸軍総司令官をはじめとして数十人が有罪判決を受けた。

2001年に設置された「真実和解委員会」は、2003年に最終報告書を提出した。スタッフ数、予算とも充実した委員会の活動は、国際的には高い評価を受けたが、国内の保守層からは猛反発と中傷を受け、ペルー社会の分断があらわになった。真実和解委員会の勧告に基づき、2007年から被害の大きかった村に集団的補償が開始され、2011年には個人への経済的補償が開始された。2016年12月には国立の博物館「記憶と寛容と社会統合の場」（Lugar de la Memoria, la Tolerancia y la Inclusión Social）がオープンしている。

コロンビアの移行期正義は、事態が現在進行中である。コロンビアでは1960年代以来国内武力紛争が継続しているが、この間何度か、左右の武装勢力の一部と和平合意を締結してきた。2005年には、主として右派民兵「パラミリターレス」（paramilitares）を対象として、「正義と平和」法（法律975号）が成立する。その内容は、真実の告白と引き換えに戦争犯罪等の大幅な減刑を認めるというものであった。この法律により実際に裁かれた者はごくわずかであったが、動員解除したパラミリターレスの証言によって、多くの軍人や政治家がパラミリターレスと共謀していたことが明らかにされた。

賠償の面では、2008年4月の政令1290号により、「非合法武装集団」の犠牲者に対する賠償プログラムが制定された。2011年6月には法律1448号（通称「犠牲者法」）が成立した。この法律は、人権侵害の犠牲者に対して包括的な賠償を定め、国内避難民への土地返還を可能

にするなど、きわめて野心的な内容をもっていた。ただし内容の包括性と関連組織の設置に比して、予算措置などの面で実施は順調とは言えない。コロンビアには数百万人の国内避難民がいるなど、賠償の対象者がきわめて多いことも実施が不十分なことの一因となっている。

2016年11月、最大の左翼ゲリラ「コロンビア革命軍」（FARC）と政府との間で和平合意が成立した。和平合意は、ゲリラおよび治安部隊の戦争犯罪に対して、真実の告白や賠償と引き換えに大幅な減刑を認めるという内容を含んでいた。そのために特別裁判所（JEP: Jurisdicción Especial para la Paz）が2018年に設置され、また和平合意に基づく真実委員会も2018年に3年間の予定で活動を開始した。2005年の「正義と平和」法とは異なり、この和平合意は元ゲリラへの処遇をめぐって国論を激しく二分させた。2018年7月には、それまで和平合意に反対し、左翼ゲリラに対する厳しい措置と軍人の不処罰を求めていたウリベ前大統領派が政権を奪還した。ドゥケ新政権は和平合意自体の有効性は認めているが、移行期正義の行く末は流動的である。

4　限定的移行期正義――パナマ、ホンジュラス、メキシコ、エクアドル、ベネズエラ、ハイチ

その他のラテンアメリカ諸国では、移行期正義の実践は限られていた。

パナマでは、軍が支配していた1968―89年を対象とする真実委員会が2001年に設置され、2002年に報告書を提出した。軍政期の加害者の一部は訴追され、有罪判決を受けた。1983―89年の独裁者マヌエル・ノリエガは、1989年にパナマに侵攻した米軍に拉致され、米国で20年、フランスで2年服役した後パナマに引き渡され、パナマの判決により国内で服役し、2017年に死亡した。

ホンジュラスは、1982年に軍事政権から民政移管したが、軍による弾圧はむしろ、民政移管後の数年間が最も厳しかった。人権オンブズマンのイニシアチブにより、1980―93年の強制失踪を対象とする調査報告書が1994年に公表された。2000年代になって、ごく一部の加害者が有罪判決を受けた。また、マヌエル・セラヤ大統領を追放した2009年6月のクーデターに対する国際的非難を受けて、クーデターに関する真実委員会が2010年5月に設置され、2011年7月に報告書を提出した。

メキシコは20世紀初頭から2000年の政権交代まで、「制度的革命党」（PRI）およびその前身による「ソフトな権威主義」の支配下にあったが、同政権下の人権侵害の解明を公約に掲げて2000年に当選した「国民行動党」（PAN）のビセンテ・フォクス大統領の下で、2001年11月に特別検察庁（FEMOSPP: Fiscalía Especial para Movimientos Sociales y Políticos del Pasado）が設置された。しかし真相究明においても訴追においてもほとんど成果なく、2007年3月に解散した。2012年4月、犯罪と人権侵害の犠牲者（家族を含む）に賠償等を規定した犠牲者一般法（Ley General de Víctimas）が可決され、2013年1月に公布された。

エクアドルとベネズエラは、「左派政権」の統治下で、形式的には民主制であった時期の軍・警察による弾圧の被害に対して移行期正義の措置を講じた。

エクアドルは1979年に軍事政権から民政移管したが、軍政期を対象とする移行期正義の実践はない。しかしエクアドルにおいて反対派の弾圧が激しかったのは、民政移管後のフェブ

レス＝コルデロ政権期（1984―88年）であった。1996―97年には、1979―96年の人権侵害を対象とした真実委員会が活動したが、報告書を提出せずに終わった。2007年には1984―2002年を対象とした真実委員会が設置され、2010年に報告書を提出した。それを受けて同年に特別検察チームが設置され、委員会が記録した事件の司法捜査を開始した。2013年には、委員会が提案した犠牲者法の下で、委員会が特定した450人以上の犠牲者に対する賠償が開始された。

ベネズエラでは、2011年10月に国会が通称「反忘却法」（Ley contra el Olvido）を可決した。これは、第4共和制（1958―98年）の期間の弾圧に関する調査と責任者の処罰、犠牲者の名誉回復などを目的とするものであった。若干の犠牲者には賠償が支払われた。

ハイチでは、1991―94年の軍事政権期を対象とした真実委員会が1995年に設置され、1996年に報告書を提出したが、インパクトはほとんどなかった。

コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ニカラグアにおいては移行期正義は実施されなかった[11]。

おわりに

現在では世界中で移行期正義の実践が同時進行する時代になっているが、その先頭を切ったのは、1980年代半ばのアルゼンチンにおける、軍事政権トップの訴追、強制失踪に関する真実委員会、国家賠償の政策である。現在のラテンアメリカは、相対的にみれば発展途上地域のなかで移行期正義が最も進んでいる地域である。しかし「移行期正義先進国」のアルゼンチンやチリでさえ、加害者の一部しか裁かれておらず、その他の国々ではさらに移行期正義の実施が不十分であるのも現実である。

不十分とはいえ、ラテンアメリカで移行期正義がある程度実現したのは、人権侵害の犠牲者（直接の被害者とその家族）およびその支援者たち（国内の人権団体や人権派弁護士など）のたゆまぬ努力によるものである。ラテンアメリカの移行期正義について内外のメディアにニュースが載らないときにも、彼らは1ミリでも移行期正義を前進させるべく、またそれを後退させようとする動きに抗すべく、現場で奮闘している。本稿における凝縮され、やや無味乾燥な記述の背後にはそのような現実があることを強調して本稿の結びとしたい。

（1） 本稿の記述は、オンラインの新聞・雑誌、二次資料、人権団体のウェブサイト・文書、法令、判決など多くの雑多な資料に基づいているが、紙幅の都合から典拠を挙げるのは一部にとどめる。2010年代初頭までの各国の移行期正義の簡潔な紹介は、ラテンアメリカ以外も含むが、以下の文献が便利である。L. Stan and N. Nedelsky eds., *Encyclopedia of Transitional Justice*, Cambridge: Cambridge University Press, 2013, Vol. 2. その他、比較的最近までカバーしている文献をいくつか挙げておく。E. Skaar, J. García-Godos and C. Collins eds., *Transitional Justice in Latin America: The Uneven Road from Impunity towards Accountability*, Abingdon: Routledge, 2016；杉山知子『移行期の正義とラテンアメリカの教訓』、北樹出版、2011年；S. Borzutzky, *Human Rights Policies in Chile: The Unfinished Struggle for Truth and Justice*, Cham: Palgrave Macmillan, 2017；F. A. Díaz Pabón ed., *Truth, Justice and Reconciliation in Colombia: Transitioning from Violence*, London: Routledge, 2018；C. Correa, *Strengthening Rule of Law, Accountability, and Acknowledgment in Haiti*, ICTJ Briefing, New York: International Center for Transitional

Justice, 2017；馬場香織「メキシコにおける『移行期の正義』」『ラテンアメリカ研究年報』No. 31（2011年）、95−133ページ。本稿では扱わない過去の記憶の問題については、たとえば以下の文献がある。E. Allier-Montaño and E. Crenzel eds., *The Struggle for Memory in Latin America: Recent History and Political Violence*, New York: Palgrave Macmillan, 2015. 筆者が移行期正義に関して考察した論文には以下のものがある。「罰するべきか許すべきか——過去の人権侵害に向き合うラテンアメリカ諸国のジレンマ」『社会科学ジャーナル』（国際基督教大学）40号（1999年2月）、139−160ページ；「民主化・内戦後の司法に課せられるもの——フジモリ裁判と世界の潮流」『立教大学ラテンアメリカ研究所報』38号（2010年3月）、7−19ページ；「『犠牲者中心の』移行期正義と加害者処罰——ラテンアメリカの経験から」、日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義［平和研究38号］』、早稲田大学出版部、2012年、1−22ページ；「移行期正義の相克」、大串和雄編『21世紀の政治と暴力——グローバル化、民主主義、アイデンティティ』、晃洋書房、2015年、223−255ページ。

（2） 賠償制度はアルフォンシン政権後も数次にわたって拡充されていった。

（3） 数字はアルゼンチンの人権団体CELS（Centro de Estudios Legales y Sociales）のウェブサイトによる。URLは〈https://www.cels.org.ar/web/estadisticas-delitos-de-lesa-humanidad/〉。

（4） “Los indultados por Menem fueron unos 1.200,” *Clarín,* 25 de marzo de 2006.

（5） アルゼンチンでも1990年代の後半から2000年代後半にかけて、強制失踪者の家族が、免責法の存在を前提としつつも真実を明らかにすることを求めて裁判所に提訴し、裁判所がそれを認めて審理した。アルゼンチンではこれらは「真実裁判」（juicio por la verdad）と呼ばれた。

（6） 強制失踪の場合、失踪した人が生きて現われるかまたは死亡したことが確認されるまでは、強制失踪という犯罪が継続しているという考え方。これにより、免責法がカバーしない1978年3月11日以降も犯罪が継続したと解釈される。また、犯罪が継続しているので時効も進行しない。強制失踪が継続的犯罪であるという考え方は、ラテンアメリカのいくつかの国の裁判所で判例となっているほか、強制失踪に関する米州条約（1996年発効）や国連で採択された強制失踪防止条約（2010年発効）にも取り入れられている。

（7） また、人道に対する罪に時効の適用を禁止することが国際法上のユス・コーゲンス（強行規範）であると認めることにより、免責法だけでなく時効の適用も否定する判決が出るようになった。この法理は2006年に米州人権裁判所がチリのAlmonacid事件（軍事政権による反対派弾圧の一環で警察が共産党員を超法規的に処刑した事件）の判決において判示したものでもある。免責法をめぐるチリの裁判所の判例の変化については、P. Veloso ed., *Justicia, derechos humanos y el Decreto Ley de Amnistía*（Santiago: PNUD, 2010）所収のC. Correaの章 “El Decreto Ley de Amnistía: orígenes, aplicación y debate sobre su validez” とH. Gutiérrezの章 “Análisis de la jurisprudencia nacional sobre amnistía: casos relevantes y estado actual” を参照。

（8） チリ内務治安省人権プログラムの “Balance 2015” による。URLは〈http://pdh.minjusticia.gob.cl/balance-2015/〉、2019年2月11日確認。

（9） さらに2015年5月には、1968—85年を対象とする真実委員会が再び設置されている。

（10） この判決は憲法裁判所によって手続き上の理由で無効とされて差し戻され、リオス＝モンはその後、裁判を引き延ばしているうちに2018年4月に死亡した。

（11） キューバは革命後に大量処刑を行ない、ニカラグアは1979年のニカラグア革命後にソモサ前政権の関係者数千人を有罪にしたが、いずれも公正な裁判によるものではなかった。ニカラグアについてはA. Bothmann, *Transitional Justice in Nicaragua 1990–2012: Drawing a Line Under the Past*, Wiesbaden: Springer VS, 2015を参照。

おおぐし・かずお　東京大学教授
ohgushi@j.u-tokyo.ac.jp